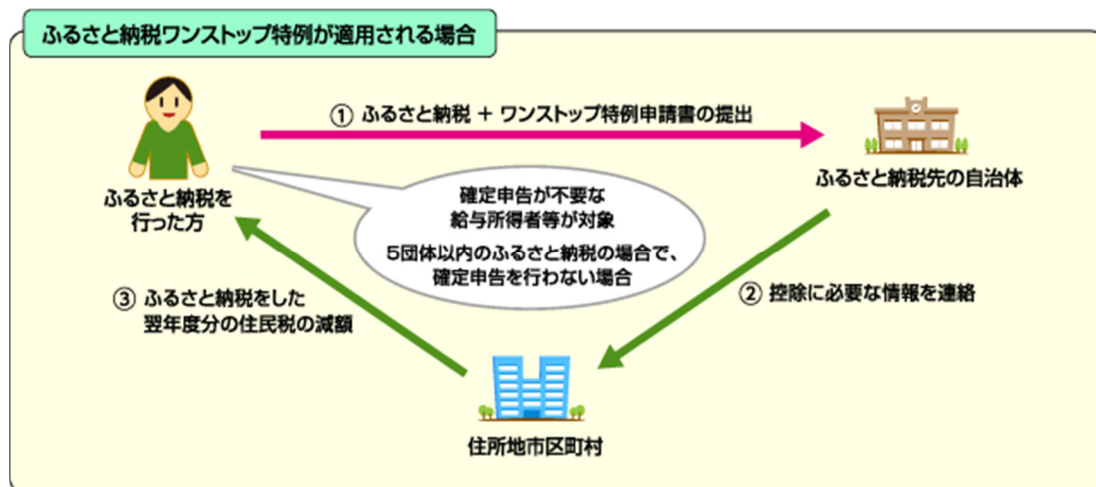


ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

確定申告の不要な給与所得者等が、ふるさと納税先の各自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することで、確定申告を行わなくても寄附金控除が適用される制度です。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付金は発生せず、ふるさと納税を行った翌年度の住民税が所得税の控除分相当額を含めて減額されます。



ふるさと納税ワンストップ特例を利用できる人は？

次の条件すべてを満たしていることが必要です。

確定申告及び住民税申告を行う必要のない方

- ・ 確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者の方でも、医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。
- ・ 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出しても、確定申告等をされた場合、ワンストップ特例の適用は受けられなくなります。確定申告及び住民税申告をする場合は、寄附金に関する申告もお忘れのないようご注意ください。

ふるさと納税をされる自治体数が5団体以下であると見込まれる方

- ・ 5団体以下の自治体に寄附する予定で、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、結果として6団体以上の自治体に寄附された場合、すべての寄附についてワンストップ特例の適用は受けられなくなりますので、必ず確定申告等を行ってください。
- ・ 同じ自治体に複数回寄附をしても1団体としてカウントします。

注意

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の提出後、住所等に変更がありましたら、寄附した年の翌年1月10日までに、安芸太田町税務課にご連絡いただき、「変更届出書」を提出してください。提出がされないと、寄附金控除が受けられない恐れがありますのでご注意ください。


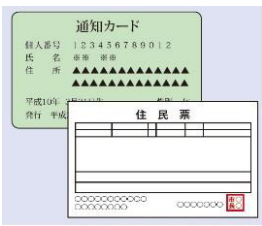

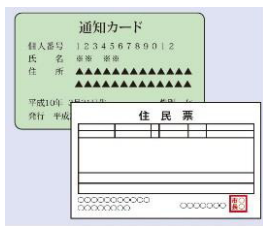

申請に必要な書類

必要事項を記載した申請書と一緒に、「本人確認書類」（裏面参照）の郵送が必要です。

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」には、マイナンバーの記載が必要となります。マイナンバーは、本人確認書類により確認することが義務付けられています。必ず申請書と同封のうえ、郵送をお願いします。

本人確認書類に記載の氏名・生年月日・住所がすべて一致しているかどうかを確認しますので、住所変更等が裏面に記載されている場合は、必ずその面もコピーしてください。

必要な本人確認書類【A、B、Cのいずれか】

A	B	C
<p>マイナンバーカードの写し 1点</p>  <p>表面・裏面の両方をコピーしてください。</p>	<p>マイナンバー確認書類の写し 1点 (1)</p>  <p>+</p> <p>写真付き本人確認書類の写し 1点 (2)</p> 	<p>マイナンバー確認書類の写し 1点 (1)</p>  <p>+</p> <p>公的機関の発行書類の写し 2点 (3)</p> 
<p>1...番号通知カード、住民票（マイナンバー記載のもの） 2...運転免許証、パスポート、在留カード、その他公的機関の写真付証明書 3...健康保険証、年金手帳等、住所、氏名、生年月日の記載書類（公的機関発行のもの）</p>		

申請書記入例 【申請書の送付期限】寄附をした年の翌年1月10日必着

提出日を記入

令和 年 寄附分 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年 月 日 安芸太田町長

住所	フリガナ	整理番号
電話番号	氏名	個人番号
	生年月日	年 月 日

住所
氏名(フリガナ)
個人番号(マイナンバー)
電話番号
生年月日
を記入してください。

住所・氏名・電話番号・寄附年月日・寄附金額等、記載内容に間違いがないか確認してください。

1. 安芸太田町に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

寄附金受領証明書に記載の寄附受領日および寄附金額を記入してください。

とどちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能です

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみです。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 安芸太田町に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書きを除く。)の規定の適用を受ける者

(2) 安芸太田町に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

「確定申告及び住民税申告をする必要のない」方のみ、チェック

その年のふるさと納税による寄附先が「5自治体」以下であると見込まれる場合のみチェック(寄附回数ではなく、自治体数)

記入事項を確認のうえ、必要書類を添付し、同封の返信用封筒にて返送してください。後日、申告特例申請書受付書を送付いたします。

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

様	(受付印)
受付団体名	安芸太田町

《お問い合わせ先》 〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1
安芸太田町役場税務課 電話 0826-28-2114 FAX 0826-28-2296